

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション

手段の利用を促進する条例 (案)

手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語としてろう者の間で大切に引き継がれ発展し、ろう者独自の文化を育んできた。しかしながら、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育における口話法の優位性が宣言されて以降、平成18年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、手話は言語として認められてこなかった。我が国においても、長年にわたり同様の状況が続くなど苦難の歴史を経て、平成23年に障害者基本法(昭和45年法律第84号)が改正され手話が初めて言語として位置付けられ、平成26年に同条約が批准されるに至った。我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話言語を使用し、学び、習得するなどの権利を保障し、普及促進を努めていく必要がある。

また、言語は、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠なものである。障害者のコミュニケーションについては、手話言語、点字、要約筆記、触手話など、様々な支援が整いつつあるが、未だ十分に普及しているとは言い難く、多くの障害者が不安や困難を抱えている。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)が施行され、地方公共団体に対して、情報技術の発展とともに、より一層の施策の充実が求められている。

加えて、障害者のコミュニケーションの支援にあたっては、多様な障害特性に応じた適正な支援が必要であることを認識する必要がある。例えば、タッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となるなど、情報技術の発展は、障害者にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでない。また、聴覚障害者でも、人生の途中で障害を負い、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もいるほか、聴覚及び視覚に双方に障害がある盲ろう者など、障害の特性や求められる支援は大きく異なる。

ここに、本市として、手話言語の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が独自の文法体系を持つ言語である認識のもと、手話言語の理解、普及を促進するとともに、障害者が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑に

コミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害または社会的障壁により継続的又は断続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (4) 盲ろう者 聴覚及び視覚の機能の障害がある者であつて、障害または社会的障壁により継続的又は断続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (5) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (6) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、音訳、点字、指点字、触手話、手のひらが書き、代筆・代読、平易な表現、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用するものをいう。
- (7) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者（以下「市等」という。）は、手話は独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、これを学び習得し、利用する権利を尊重し、理解の促進及び普及を目指すとともに、将来に向かって引き継いでいくものとする。

2 市等は、障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できることを保障するものとする。

3 市等は、障害者^{しょうがいしゃ}がその障害特性^{しょうがいたくせい}に対応^{たいおう}した手法^{しゅほう}により情報発信^{じょうほうはっしん}を行い、自身^{おこな}の意思^{いし}を表明^{ひょうめい}できることを保障^{ほしょう}するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念^{きほんりねん}に基づき、手話^{しゅわ}の言語^{げんご}としての理解^{りかい}の促進^{そくしん}及び手話^{しゅわ}の普及^{ふきゅう}、手話^{しゅわ}を利用^{りよう}する権利^{けんり}の保障^{ほしょう}並びに、障害者^{しょうがいしゃ}のコミュニケーション^{こみゅにけーしょん}の支援^{しえん}に係る施策^{しかく}を、総合的^{そうごうてき}かつ計画的^{けいかくてき}に推進^{すいしん}するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民^{しみん}は、障害^{しょうがい}の有無^{うむ}に関わらず、基本理念^{きほんりねん}に対する理解^{りかい}を深め、障害者^{しょうがいしゃ}の情報^{じょうほう}取得^{しゅとく}、利用^{りよう}の重要性^{じゅうようせい}を認識^{にんしき}し、市の施策^{しかく}に協力^{きょうりやく}するよう努め^{つと}めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者^{じぎょうしゃ}は、基本理念^{きほんりねん}に対する理解^{りかい}を深め、障害者^{しょうがいしゃ}の情報^{じょうほう}取得^{しゅとく}、利用^{りよう}の重要性^{じゅうようせい}を認識^{にんしき}し、障害者^{しょうがいしゃ}に対し合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}をするほか、市の施策^{しかく}に協力^{きょうりやく}するよう努め^{つと}めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条^{だいじょうし}の規定^{きてい}に基づき、次に掲げる事項^{もとづき}に係る施策^{つぎ}を推進^{かか}するものとする。

(1) 手話^{しゅわ}の言語^{げんご}としての理解^{りかい}促進^{そくしん}、手話言語^{しゅわげんご}を使用^{しよう}する権利^{けんり}の保障^{ほしょう}、手話言語^{しゅわげんご}の普及^{ふきゅう}促進^{そくしん}及び次世代^{おほじ}への継承^{けいしょう}

(2) コミュニケーション^{こみゅにけーしょん}手段^{しゅだん}の充実^{じゅうじつ}や情報機器^{じょうほうきき}の活用^{かつよう}など、障害^{しょうがい}の有無^{うむ}やその程度^{ていど}にかかわらず情報^{じょうほう}を取得^{しゅとく}、理解^{りかい}し、自分^{じぶん}の意思^{いし}を自由^{じゆう}に発信^{はっしん}できる環境^{かんきょう}の整備^{せいび}

(3) コミュニケーション^{こみゅにけーしょん}支援者^{しえんしゃ}の育成^{いくせい}

(4) 前3号^{ぜんごう}に掲げるものほか、第1条^{だいじょう}に規定^{きてい}する目的^{もくてき}を達成^{たっせい}するために必要な事項^{ひつようじこう}

(財政措置)

第8条 市は、第7条^{だいじょう}に規定^{きてい}する施策^{しかく}を推進^{すいしん}するため、必要な財政上^{ひつようざいせいじょう}の措置^{そち}を講ずるよう努め^{つと}めるものとする。

(当事者の意見聴取)

第9条 市は、第7条^{だいじょう}に規定^{きてい}する施策^{しかく}の実施^{じっし}状況を^{じょうきょう}確認^{かくにん}するために、障害者^{しょうがいしゃ}、学識経験^{がくしきけいけん}を有^{ゆう}する者^{もの}その他の関係者^{たかんけいしゃ}の意見^{いけん}を聴く必要^{ひつよう}がある場合は、千葉市^{ちば}障害者^{しょうがいしゃ}施策^{しかく}推進^{すいしん}協議会^{ぎょうぎかい}で調査^{ちゆうさ}審議^{しんぎ}するものとする。

(公共施設^{こうきょうしせつ}での啓発^{けいはつ})

第10条 市は、広く市民^{しみん}に公共サービス^{こうきょうさーびす}を提供^{ていきょう}する施設^{しせつ}その他関係機関^{たかんけいきかん}において、市民^{しみん}

に対する手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

(学ぶ機会の提供)

第11条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する団体、学校等と協力して、市民が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努める。

(通訳者の設置、派遣体制の整備)

第12条 市は、行政手続きを行う窓口等に手話通訳者を設置し、ろう者に対し行政手続き等に必要のコミュニケーションのための支援を行う。

2 市は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者の派遣その他のコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努める。

(障害特性に配慮した情報発信等)

第13条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、必要なコミュニケーション手段を使用して発信するとともに、行政上の手続きに情報技術を活用する際は、障害者に対し、情報機器等の利用支援を行うほか、当該機器等を利用することが困難な障害者に対して代替手段を確保するなど、障害特性に配慮して取り組むものとする。

(災害時のコミュニケーションの支援)

第14条 市は、災害発生時、災害発生及び避難に係る情報の発信並びに避難所等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、障害特性に応じた支援の充実に努める。

(委任)

第15条 この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。